

保医発 0322 第 1 号
平成 28 年 3 月 22 日

北海道厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

北海道厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
北海道	歯科特定	平成28年12月1日～2日	2日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号
平成 28 年 3 月 22 日

東北厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

東北厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
青森県	医科特定	平成28年9月1日～2日	2日間	1
岩手県	医科共同	平成28年7月7日～8日	2日間	2
宮城県	歯科共同	平成28年8月4日～5日	2日間	4
秋田県	薬局共同	平成28年10月6日～7日	2日間	2
山形県	歯科共同	平成28年6月23日～24日	2日間	4
福島県	薬局特定	平成28年11月11日	1日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号

平成 28 年 3 月 22 日

関東信越厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

関東信越厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
茨城県	歯科共同	平成29年1月12日～13日	2日間	4
栃木県	歯科共同	平成29年2月2日～3日	2日間	4
群馬県	薬局共同	平成28年7月14日～15日	2日間	2
埼玉県	歯科共同	平成28年11月17日～18日	2日間	4
千葉県	医科特定	平成28年9月15日～16日	2日間	1
東京都	医科特定	平成28年12月15日～16日	2日間	1
	歯科特定	平成28年9月29日～30日	2日間	1
神奈川県	医科特定	平成28年7月21日～22日	2日間	1
新潟県	薬局特定	平成28年8月26日	1日間	1
山梨県	薬局共同	平成29年2月23日～24日	2日間	2
長野県	医科共同	平成28年6月2日～3日	2日間	2

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号
平成 28 年 3 月 22 日

東海北陸厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

東海北陸厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
富山県	医科共同	平成28年8月25日～26日	2日間	2
石川県	薬局特定	平成28年7月8日	1日間	1
岐阜県	歯科特定	平成28年12月15日～16日	2日間	1
静岡県	医科特定	平成28年12月1日～2日	2日間	1
愛知県	医科特定	平成28年6月16日～17日	2日間	1
三重県	薬局共同	平成29年2月9日～10日	2日間	2

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号

平成 28 年 3 月 22 日

近畿厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する

(別添)

近畿厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
福井県	歯科共同	平成28年11月10日～11日	2日間	4
滋賀県	薬局共同	平成28年12月8日～9日	2日間	2
京都府	医科特定	平成28年8月4日～5日	2日間	1
大阪府	歯科特定	平成28年9月8日～9日	2日間	1
兵庫県	歯科共同	平成29年3月2日～3日	2日間	4
奈良県	薬局共同	平成29年1月19日～20日	2日間	2
和歌山県	薬局共同	平成28年6月2日～3日	2日間	2

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号
平成 28 年 3 月 22 日

中国四国厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

中国四国厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
鳥取県	歯科共同	平成29年2月16日～17日	2日間	4
島根県	歯科共同	平成28年7月21日～22日	2日間	4
岡山県	歯科特定	平成28年8月25日～26日	2日間	1
広島県	医科特定	平成29年1月12日～13日	2日間	1
山口県	薬局特定	平成28年11月25日	1日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号

平成 28 年 3 月 22 日

四国厚生支局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

四国厚生支局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
徳島県	薬局特定	平成28年7月29日	1日間	1
香川県	薬局共同	平成28年6月22日～23日	2日間	2
愛媛県	医科共同	平成28年11月10日～11日	2日間	2
高知県	医科特定	平成29年2月16日～17日	2日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0322 第 1 号

平成 28 年 3 月 22 日

九州厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

(公印省略)

平成 28 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 28 年度における特定共同指導等については、「平成 28 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 28 年 3 月 22 日付け保発 0322 第 12 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

九州厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象医療機関期間等数
福岡県	医科特定	平成29年2月2日～3日	2日間	1
佐賀県	歯科共同	平成28年6月2日～3日	2日間	4
長崎県	医科特定	平成28年11月16日～17日	2日間	1
熊本県	歯科共同	平成28年7月7日～8日	2日間	4
大分県	医科特定	平成28年9月29日～30日	2日間	1
宮崎県	薬局共同	平成28年9月8日～9日	2日間	2
鹿児島県	薬局特定	平成28年12月22日	1日間	1
沖縄県	薬局共同	平成29年3月2日～3日	2日間	2

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。